

第 12 号議案

令和4年度（2022年度）町田市下水道事業会計予算

（総 則）

第 1 条 令和4年度（2022年度）町田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）計 画 人 口	422,870 人
（2）年 間 総 処 理 水 量	43,829,565 m ³
（3）一 日 平 均 処 理 水 量	120,081 m ³
（4）主 な 建 設 改 良 事 業	
① 管渠整備費	2,082,845 千円
② 管渠改良費	76,000 千円
③ ポンプ場改良費	23,900 千円
④ 処理場改良費	2,176,521 千円

（収益的收入及び支出）

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	12,520,208 千円	
第 1 項 営 業 収 益	6,194,927 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	6,325,281 千円	
		支 出
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	12,114,053 千円	
第 1 項 営 業 費 用	11,298,893 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	785,160 千円	
第 3 項 予 備 費	30,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,529,755千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額275,411千円、過年度損益勘定留保資金475,879千円、当年度損益勘定留保資金1,778,465千円、で補填するものとする）

収 入		
第1款 資本的収入		4,913,330 千円
第1項 企業債		3,614,400 千円
第2項 他会計負担金		150,258 千円
第3項 補助金		1,135,315 千円
第4項 分担金及び負担金		12,749 千円
第5項 長期貸付金償還金		608 千円
支 出		
第1款 資本的支出		7,443,085 千円
第1項 建設改良費		4,371,212 千円
第2項 固定資産購入費		13,695 千円
第3項 企業債償還金		3,058,178 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
成瀬クリーンセンター改良事業 建設工事その35 汚泥処理棟耐震補強工事	令和4年度から 令和6年度まで	309,000 千円
鶴見川クリーンセンター改良事業 水処理設備工事その14 水処理脱臭設備機械更新工事	令和4年度から 令和5年度まで	87,900 千円
鶴見川クリーンセンター改良事業 電気設備工事その22 水処理脱臭設備電気更新工事	令和4年度から 令和5年度まで	13,100 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業 (建設改良)	2,854,000 千円	証書借入又は証券発行。 事業その他の都合によ り、起債の一部又は全部 を翌年度へ繰越して借入 れることができる。起債 前借することができる。	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	借入れの時から据置を含み40年 以内に償還する。ただし、財政 その他の都合により据置期間と いえども繰上償還をなし、又は 償還年限を短縮し、もしくは低 利債に借換することができる。
資本費 平準化対策	760,400 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 837,555千円

令和4年(2022年)3月9日 提出

東京都町田市市長 石 阪 丈 一